

## 座間市郷土資料館整備事業検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、座間市郷土資料館整備事業検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、郷土資料館の整備事業の円滑な推進を図るため、専門的立場から意見を交換し、座間市教育委員会に対する助言等を行う。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、定数を5人以内とし、次に掲げる者のうちから座間市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 座間市文化財保護委員会会長
- (3) 座間市文化財調査員協議会会長
- (4) 座間市文化協会に所属する郷土研究団体の長

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半分以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市史文化財主管課において処理する。

### (実施細目)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。